

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
条例名	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例				
条例番号	平成19年神奈川県条例第61号	法規集	第9編第2章第5節		
所管室課	環境農政局農政部農地課				
条例の概要	里地里山の保全、再生及び活用について、基本理念を定め、並びに県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定めることにより、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって県民の健康で豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例の施行から10年が経過し、里地里山の保全等の活動が行われる地域や活動団体は順調に増加しているが、県としては引き続き普及啓発に取り組む必要がある。また条例の目的達成のためには、土地所有者等、県民及び行政がそれぞれの責務を果たしつつ活動を継続していく必要があり、引き続き県が本条例により取組を進める必要がある。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	条例に基づく指針を策定し、関連施策を展開し、並びに里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定を進めることで、里地里山の保全等の活動が広がり、条例の目的である里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承が図られており、有効に機能している。			地域選定、協定認定 H24まで 14地域、14団体 H25 3地域、2団体 H26 2地域、3団体 H27 -、1団体 H28 1地域、2団体 H29 -、1団体 (合計20地域、23団体)
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	条例の目的達成のため、基本理念を掲げ、県、土地所有者等及び県民の責務を具体的に示しているほか、里地里山の保全活動等が継続して実施されるための里地里山保全等地域の選定や里地里山活動協定の認定手続きを示しており、選定及び認定が進み、効率的に機能している。			
	基本方針適合性 （県政の基本方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわランドデザイン」（基本構想）の政策分野「エネルギー・環境」の「自然環境の保全・再生と活用」に合致するものであり、県政の基本方針に適合している。			かながわランドデザイン(総合計画) 第2期実施計画プロジェクト編 21 自然～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～(B里地里山の保全・活用)
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	土地所有者等や県民の責務を努力規定として設けているほか、里地里山保全等地域の選定や里地里山活動協定の認定についての規定があるが、新たな義務を生じさせるものではなく、関係法令に違反しないことを認定の要件としており、憲法や法令に抵触するものではない。			
	その他				
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				